郡山市公契約条例等の解説

平成 30 年 6 月

郡　　山　　市

郡山市上下水道局

目　次

1　社会的な背景について 1

2　公契約条例制定の趣旨 2

3　公契約条例制定までの取り組み 3

4　郡山市公契約条例の用語の定義 4

5　郡山市公契約条例及び条例施行規則の解説 5

《報告等に関する解説》 15

（１）郡山市公契約条例が適用となる労働者について（条例第２条第６号関係） 16

（２）最低労働単価の計算方法等について（条例施行規則第６条、第９条関係） 17

（３）労働者等への周知方法について（条例第１１条関係） 21

（４）労働環境確認までの事務フロー 22

《事業者等の責務に係る関係法令（抜粋）》 25

《報告等様式集》 33

第１号様式（その１）（第６条、第９条関係） 34

第１号様式（その２）（第６条、第９条関係） 36

第２号様式（第６条関係） 38

第３号様式（第６条関係） 39

第４号様式（第８条関係） 40

第５号様式（第８条関係） 41

第６号様式（第８条関係） 42

第７号様式（第９条関係） 43

《条例・施行規則》 45

１　社会的な背景について

近年の雇用情勢においては、平成 26 年度の完全失業率が 3.5%※1、有効求人倍率も 1.12 倍※2 となり、リーマン・ショック前の平成 19 年度の水準まで回復しています。しかしながら、雇用形態におけるパートや派遣などの非正規雇用者の労働者全体に占める割合が初めて４割※3 に達し、団塊の世代が定年を迎えて正規雇用者が減る中、人件費を抑えたい企業が非正規雇用者で労働力を補っている実態が浮き彫りになっております。

このような中、現在、国においては、経済の好循環を生み出すことを目的に、景気を下支えするための経済対策の実施や政労使会議※4 の開催に加え、賃金格差を是正し、女性や若者などの多様で柔軟な働き方の選択を広げるため「同一労働同一賃金」の実現を含めた「ニッポン一億総活躍プラン」を平成 28 年６月２日に閣議決定しました。プランでは、誰もが活躍できる一億総活躍社会を創っていくための目標を新たな三本の矢として、①名目ＧＤＰ600 兆円 ②希望出生率 1.8 ③介護離職ゼロを掲げるとともに、プランの最大のチャレンジとなる「働き方改革」の中で、非正規雇用者の待遇改善に向けた指針を策定し、関係労働法令を改正する準備を進め、さらに最低賃金を毎年３％程度引き上げて、全国平均 1,000 円を目指すこととしています。

また、公共事業については、近年の長引く景気の低迷や税収の落ち込みなどの影響から、各自治体とも予算の削減が図られ、公共事業の発注件数が減少するとともに、一般競争入札の対象範囲を拡大するなど入札制度の見直しが進められてきました。それらにより、価格競争による低価格入札が増加し、公共事業に従事する労働者の賃金の低下など労働環境が悪化し、公共工事などの品質の低下、さらには、公共サービスの質の低下にも繋がると懸念されています。

※1　総務省「平成 26 年度　労働力調査」
※2　厚生労働省「平成 26 年度　一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」
※3　厚生労働省「平成 26 年度　就業形態の多様化に関する総合実態調査」
※4　政労使三者の代表が、経済の好循環に向けた包括的な課題解決のため、平成 25 年５月に内閣府に設置した懇談会。

２　公契約条例制定の趣旨

本市ではこれまで、関係法令に基づき、市が発注する建設工事や委託業務等の品質の確保や従事する労働者の賃金及び労働環境の確保が適切に行われるよう、最低制限価格の導入や同価格の引き上げ、その対象範囲の拡大に加え、国が設定する労務単価や事業者からの見積りなどに基づく社会情勢を反映した実勢価格などを採用した積算を行うなど、適正な設計に基づく入札の執行に心がけてまいりました。

また、「建設業法」や「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」などの関係法令に基づき、入札・契約の公平性、透明性及び競争性の確保のため、制限付一般競争入札の導入やその対象範囲の拡大、建設工事における総合評価落札方式の導入や電子入札の実施など、あらゆる機会を捉え、入札・契約制度の改革に取り組んできたところです。

しかしながら、本市の公共事業を取り巻く環境は、東日本大震災以降、復旧・復興事業や東京電力福島第一原発の事故に起因する放射性物質の除染事業の発注などにより急激に変化し、一時的な雇用の創出や労働賃金の増加が図られている状況にあるものの、今後は、震災関連の公共事業もピークを迎え減少していくことが予測されることから、本市においても、公共事業に従事する労働者の賃金減少などの労働環境が低下することで、公共事業の品質、さらには市民サービスの低下に繋がることが懸念されております。

このことから、本市では、これらの状況や国の動向等を鑑みながら、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、公契約に係る基本的な事項を定めるとともに、公共事業における市や事業者の責務を明らかにした新たな制度となる「郡山市公契約条例」を制定しました。

3　公契約条例制定に係る取り組み

年　月		内　容
平成 25 年	10 月	公契約条例制定先進自治体への視察（野田市、相模原市、多摩市）
平成 26 年	6月	事業者団体との意見交換
	9月	郡山市議会９月定例会において、公契約条例の制定を求める請願が提出され、全会一致で採択
	11 月	まちづくりネットモニターによるアンケート調査実施
	12 月	事業者意識調査実施
平成 27 年	9月	「(仮称）郡山市公契約条例等検討会」設置 委員構成：５名　大学教授、中小企業診断士、弁護士、 ﾋﾞﾙﾒﾝﾃﾅﾝｽ協会（事業者代表)、日本労働組合連合会（労働者代表） ・第１回検討会開催
	11 月	公契約条例等に係る講演会開催 ・第２回検討会開催
平成 28 年	1月	アンケート調査実施（郡山建設組合、富久山建設組合） 公契約条例等制定自治体調査 事業者説明会開催（建設業関係団体）
	2月	事業者説明会開催（ビル管理関係団体） ・第３回検討会開催
	3月	アンケート調査実施（郡山市発注工事・委託業務従事者） ・第４回検討会開催
	5月	・第５回検討会開催
	7月	事業者説明会開催（建設業関係団体、ビル管理関係団体） 市議会議員説明会開催
	8月	全建総連説明会開催（郡山建設組合、富久山建設組合） ・第６回検討会開催
	9月	パブリックコメント手続実施
	10 月	条例案の決定（郡山市例規審査会） ・第７回検討会開催
	11 月	パブリックコメント手続の結果公表 公契約条例等検討会から郡山市長へ検討結果を報告
	12 月	郡山市議会 12 月定例会において、郡山市公契約条例の原案可決 （平成 28 年 12 月 21 日公布）
平成 29 年	**4月**	**平成 29 年4月1日“郡山市公契約条例”施行**
	10 月	**“郡山市公契約条例審議会”設置**

4　郡山市公契約条例の用語の定義

「郡山市公契約条例の解説」に使う用語の定義は、次のとおりです。
※用語の定義については、「郡山市公契約条例第２条」に規定されるものです。

用　　語	定　　義
公　契　約 （1号）	市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）と市が締結する公の施設の管理に関する協定。
市　長　等 （2号）	市長及び公営企業管理者。
事 業 者 等 （3号）	事業者及び事業関係者。
事　業　者 （4号）	市と公契約を締結する者又は締結しようとする者。
事業関係者 （5号）	ア　下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について受託する者。 イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第 88 号）に基づき事業者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者。 ウ　職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づき事業者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者の供給を行う者。
労 働 者 等 （6号）	ア　公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）。 イ　自らが提供する労働の対価を得るため、事業者等から公契約に係る業務を受託する者。
労 働 環 境 （7号）	公契約に係る業務に従事する労働者等の労働条件等（職場における安全衛生、労働賃金、労働時間等）。
社会的価値 （8号）	公契約に関する施策の推進に当たり確保されるべき社会的価値（労働基準、人権擁護、障がい者雇用、男女共同参画、暴力団排除、環境保全、地域社会の活性化等）。

5　郡山市公契約条例及び条例施行規則の解説

【目　的】　郡山市公契約条例第１条

この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

［解説］

市及び事業者が対等な立場での合意に基づき公契約を締結し、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保などを図るため、公契約の当事者となる市及び事業者が、共に協力しながら取り組むべき内容を基本理念として定め、その基本理念の実現のため果たすべき責務を明確にするとともに、両者はその責務に基づいた施策を実施していくことで地域経済の健全な発展や良質な公共サービスの提供を推進し、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

【基本理念】　郡山市公契約条例第３条

公契約は、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。

(1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。

(2) 契約内容の適正な履行及び調達するものの品質の確保並びに不正行為の排除に資すること。

(3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

(4) 市内中小企業の育成及び活用に資すること。

(5) 社会的価値の向上に資すること。

［解説］

市及び事業者が条例の制定目的を達成するため、公契約の締結及び履行に際して遵守すべき法律等に定めのある事項や、これまで明文化されずとも取り組んできた事項など、その実現に向け共に努めるべき基本的な事項を理念として定める。

条　例	条　例　内　容
第４条	【市の責務】 市は、規則で定める関係法令に基づき、公契約に関する施策を実施するとともに、前条の基本理念にのっとり、特に次に掲げる事項を実施しなければならない。 (1)　公契約の適正な履行及び品質の確保のための施策を総合的に推進する。 (2)　予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内の中小企業の受注機会の確保に努める。 (3)　労務及び資材等の取引価格等を的確に反映した積算に基づき、予定価格を適正に定めるとともに、契約の規模、履行の難易、地域の実情等を踏まえた適切な履行期間を設定する。 (4)　公契約の締結に当たって、公正な競争を促進させるとともに、適正な入札及び契約の方法を選択する。 (5)　公契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書を見直す必要が生じた場合で、契約金額又は履行期間に変動が生じると認めるときは、契約の相手方と当該契約金額又は履行期間を変更する契約を締結する。 (6)　公契約からの不正行為の排除を徹底するとともに、市民に対し公契約が適正に行われていることを明らかにするため、公契約に関する情報の公表に努める。 ［解説］ 市が関係法令に基づき実施する各種施策について明記する。
第５条	【事業者等の責務】 １　事業者等は、規則で定める関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境の確保に努めるとともに、公契約に関わる者として、第３条の基本理念にのっとった公契約の適正な履行に努めなければならない。 ２　事業者等は、適正な価格による契約を締結しなければならない。 ３　事業者等は、本条例の目的を達成するため、市が第３条の基本理念にのっとり実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 ４　事業者等は、公契約に係る業務の一部を他の者に受託させる契約（以下「下請契約等」という。）を締結しようとするときは、その相手方に対し本条例を説明し、理解を得た上で下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結しなければならない。 ５　事業者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めなければならない。 ６　事業者等は、情報通信機器等を活用し、自らの事業又は事務所に係る労働環境の情報を公開するよう努めなければならない。 ［解説］ 事業者が公契約に関わる者として、遵守すべき関係法令や労働者のための労働環境の確保、さらには、公契約の適正な履行などについて、必要な事項を定める。
第６条	【市民の協力】 市民は、市が第３条の基本理念にのっとり実施する公契約に関する施策が、地域経済の健全な発展及び市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを理解し、協力する。 ［解説］ 市民は、社会資本の整備（建設工事）や市民が利用する施設の維持管理（業務委託・指定管理）に関する契約など、いわゆる公契約が、市民生活に密接に関わるものであり、さらには、本条例が公契約の品質の確保などによる市民サービスの向上や、地域経済の健全な発展の推進により市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として制定するものであることの理解と、その目的を達成するための協力について定める。

施行規則	施　行　規　則　内　容
第３条	【市の責務に係る関係法令】 （１）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）その他の関係法令 （２）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他の関係法令 （３）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）その他の関係法令 （４）小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）その他の関係法令 （５）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）その他の関係法令 （６）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）その他の関係法令 （７）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）その他の関係法令 （８）公共サービス基本法（平成 21 年法律第 40 号）その他の関係法令 ［解説］ 条例第４条により、市が実施する各種施策に関する関係法令を明記する。
第４条	【事業者等の責務に係る関係法令】 （１）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令 （２）労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の関係法令 （３）労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他の関係法令 （４）最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他の関係法令 （５）建設業法その他の関係法令 （６）下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）その他の関係法令 （７）青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）その他の関係法令 （８）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他の関係法令 （９）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）その他の関係法令 （10）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）その他の関係法令 （11）労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成 27 年法律第 69 号）その他の関係法令 （12）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）その他の関係法令 （13）公共サービス基本法その他の関係法令 （14）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律その他の関係法令 （15）公共工事の品質確保の促進に関する法律その他の関係法令 （16）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）その他の関係法令 （17）労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）その他の関係法令 （18）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）その他の関係法令 （19）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）その他の関係法令 （20）中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）その他の関係法令 （21）その他労働環境に関する法令 ［解説］ 条例第５条により、労働者等の労働環境を確保するため、事業者等が遵守する関係法令を明記する。 **※ 関係法令に関する内容については、別紙関係法令集（25 頁～）を参照**

条　例	条　例　内　容
第７条	【労働環境の報告等】 １　事業者は、自らが**締結した公契約が規則で定める範囲の契約に該当するとき**は、市長等に対し、規則で定めるところにより、**労働者等の適正な労働環境を確保するための取組**（当該契約において事業関係者が存在する場合は、当該事業関係者に係る労働者等の適正な労働環境を確保するための取組を含む。）**について必要な報告を行わなければならない**。報告した労働環境の内容に変更があった場合も、同様とする。 **※　報告の対象となる契約の範囲は、施行規則第５条に規定する。** ２　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。 ３　市長等は、前項の規定により労働環境の確認をした結果、第１項の報告に係る労働環境が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるときは、当該事業者等に対し、改善を求めるものとする ４　事業者等は、前項の規定による改善を求められたときは**速やかに労働環境を改善し、その改善内容について、市長等へ報告を行わなければならない**。 ５　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。 ６　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、**関係機関へ通報、当該契約の解除、指名の停止等必要な措置を行うことができる**。 （1）１又は４の報告がないとき （2）事業者等が２又は５の資料の提出の求め等に応じないとき （3）４の規定により報告された改善内容では指導に対する改善が図られないと認めるとき （4）１若しくは４の報告、２若しくは５の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき ［解説］ 本条例の基本理念の一つに「労働者等の適正な労働環境の確保」を掲げていることから、市及び事業者双方の責務による実効性を確保するため、一定額以上（施行規則第５条により規定）の公契約を締結した場合に、労働環境に関する報告やその内容確認の方法などについて必要な事項を定める。また、市が報告内容に対する確認をした結果、改善指導や改善が図られない場合の指名停止等の措置に関する必要な事項についても定める。 **※１　報告の対象となる範囲の公契約については、公告や指名通知へ明記し、事業者への周知を図る。** **また、契約の特約条項として、報告内容等に関する下記の事項を契約書へ明記し、市及び事業者双方の合意による契約の締結とする。** **《契約書に明記する労働環境の確認に関する事項》**

契　約　書　へ　明　記　す　る　内　容	義務者
１「**労働環境報告書**」**の提出及び報告内容に変更があった場合の提出に関すること**	**事業者**
２　「労働環境報告書」の内容確認のための資料提出の要求、又は質問に関すること	市
３　報告内容に関係法令違反の疑いがあった際の「労働環境改善」指導に関すること	市
４　**労働環境の改善内容の報告に関すること**	**事業者**
５　労働環境の改善内容の確認のための資料提出の要求、又は質問に関すること	市
６　該当する契約の解除及び指名停止並びに関係機関への通報の措置に関すること （1）「労働環境報告書」又は「労働環境改善報告書」の提出がないとき （2）市長等からの資料要求、又は質問に応じないとき （3）労働環境改善の報告内容が、改善指導の内容に即していないとき （4）虚偽の「労働環境報告」又は「労働環境改善報告」、若しくは資料提出、又は質問の回答をしたとき	市

※２　本条項における労働関係法令の遵守状況の確認は、すべての公契約において実施するのが望ましいものではあるが、「労働環境報告書」の作成や提出、確認等に係る事業者や市の事務負担を考慮し、一定金額以上の特に確認が必要と認める案件に限ることとした。

施行規則	施　行　規　則　内　容
第５条	【労働環境の報告を行う契約の範囲】 (1) 予定価格が**１億円以上の工事又は製造の請負契約** (2) 予定価格が**１千万円以上で次に掲げる業務の委託契約** ア 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。） イ 施設の清掃に関する業務 ウ 施設の受付又は案内に関する業務 エ 学校給食の調理に関する業務 オ 学校用務員に関する業務 **(3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定** 報告の対象となる契約の範囲（条例第７条） ［解説］ **条例第７条１項の規定に定める報告**を要する公契約の範囲を規定する。 ・予定価格とは、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額。 ※　業務委託に係る長期継続契約において、**予定価格を月額で定めた場合は、その月数に12を乗じて得た額**、また、**予定価格を年額で定めた場合は、その年額**で判断する。 ・対象契約には、**競争入札、随意契約いずれの契約方法にかかわらず、本条例が適用**となる。 ・本条例が適用となる契約については、市がその旨を入札の公告や指名通知、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者に周知する。 ※　**事業者は、本条例が適用される契約であることを承知した上で、入札等に参加する**こと。 ・本条例が適用となる契約を締結した事業者は、**業務の一部を下請、再委託等により下請負者に請け負わせる場合も同様に本条例が適用されるため、下請負者に対する周知**を図る。 **なお、指定管理者が施行規則第５条第２号アからオに規定する業務（金額を問わず）を再委託する場合についても、本条例が適用され、再委託者に対する周知が必要となる。**
第６条	【労働環境の報告等】 １　条例第７条第１項（事業者）の報告は、**契約締結日から 14 日以内に、公契約に係る労働環境報告書（第１号様式）により行う**。条例第５条第４項の**下請契約等を締結したときも、同様**とする。 ２　市長等は、前項の規定により事業者等から提出のあった労働環境報告書の内容を確認し、**労働環境の改善が必要と判断したときは、**条例第７条第３項に規定する事業者等に**公契約に係る労働環境の改善を求める通知書（第２号様式）により改善を求めなければならない。** ３　条例第７条第３項の規則で定める関係法令は、別表第１に掲げる法令とする。 ４　条例第７条第４項（事業者等）の報告は、**市長から提出を求められた日から 20 日以内に、公契約に係る労働環境改善報告書（第３号様式）により（市長等へ）行う。** ５　市長等は、**労働環境報告書及び労働環境改善報告書その他労働環境の報告等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。** ［解説］ 条例第７条第１項の規定による**報告の方法**、同条第３項及び第４項の規定による**労働環境の改善等について規定**する。**（別紙「報告等様式集」（33 頁～）参照）** ・事業者は、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組について、**「労働環境報告書」等を作成し、期限内に提出**する。市長等は、**報告書の内容確認を行い**、**必要に応じて改善を求める。** **《　労働環境報告書等の提出先（※報告書等は、書面により提出する）　》**

契約の種別	提　　出　　先
(1)工事又は製造の請負契約	契約を締結する担当課 （下請契約等の場合は、下請通知書等を提出する担当課）
(2)業務委託契約	契約を締結する担当課
(3)指定管理の協定	指定管理の協定を締結する担当課

※　**担当課は、契約締結日から 14 日以内に報告書等の提出を受け（下請契約等に係る報告書は、下請通知書と同時に提出を受ける）、契約課に報告書等の写しを速やかに提出すること。**

条　例	条　例　内　容
第8条	【労働者等の申出等】 1　公契約のうち**規則で定める範囲の契約に係る業務に従事する労働者等及び労働者等であった者**（以下「申出対象労働者」という。）は、事業者等が規則で定める関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、**市長等にその旨を申し出ることができる**。 **※　申出の対象となる契約の範囲は、施行規則第７条に規定する。** 2　市長等は、前項の規定による申出があった場合は、事業者等に対し労働環境についての報告を求めることができる。 3　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。 4　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、**関係機関へ通報を行うことができる**。 (1)　２の報告がないとき (2)　事業者等が３の資料の提出の求め等に応じないとき (3)　３により労働環境の確認をした結果、その報告の内容が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるとき (4)　２の報告又は３の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき
	［解説］ 本条例の基本理念の一つに「労働者等の適正な労働環境の確保」を掲げていることから、市及び事業者双方の責務による実効性を確保するため、一定額以上（施行規則第７条により規定）の公契約に従事する労働者の労働環境が、関係法令の違反など疑われる場合に、その内容を労働者自らが、市長等に対し申出ることができる規定のほか、市がその申出による内容確認の方法などについて必要な事項を定める。 ・事業者等は、**労働者等が申出をしたことを理由として、当該申出者に対し、不利益な取り扱いをしてはならない。**（条例第 13 条）
第9条	【報告等の特例】 1　市長等は、労働者等の適正な労働環境を確保するため、前２条（第７、８条）の規定による場合のほか、**特に必要があると認めたとき**は、**事業者等に対し、必要な報告を求めることができる**。 2　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。 3　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、**関係機関へ通報を行うことができる**。 (1)　１の報告がないとき (2)　事業者等が２の資料の提出の求め等に応じないとき (3)　２により労働環境の確認をした結果、その報告の内容が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるとき (4)　１の報告又は２の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき
	［解説］ 本条例の基本理念の一つに「労働者等の適正な労働環境の確保」を掲げていることから、市及び事業者双方の責務による実効性を確保するため、条例第７条及び第８条で定める契約以外の公契約において、必要に応じて市が労働環境に関する確認などを行うことができる規定を定める。
第10条	【資料の提出等】 事業者等は、前３条（第７、８、９条）の規定により市が求めた資料の提出等に対して、**誠実に対応**しなければならない。
	［解説］ 市が事業者等に対して求める、資料の提出などの対応について定める。

施行規則	施　行　規　則　内　容
第７条	【労働者等の申出ができる契約の範囲】 １　条例第８条第１項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。 （1）予定価格が**130 万円を超える工事又は製造の請負契約** （2）予定価格が**50 万円を超える次に掲げる業務の委託契約** ア 施設の警備に関する業務（機械警備を除く。） イ 施設の清掃に関する業務 ウ 施設の受付又は案内に関する業務 エ 学校給食の調理に関する業務 オ 学校用務員に関する業務 （3）**指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定** **申出の対象となる契約の範囲**（条例第８条） ２　条例第８条第１項の規則で定める関係法令は、別表第２に掲げる法令とする。
	［解説］ **条例第８条１項に規定する**申出できる労働者等及び労働者等であった者の範囲を規定する。 ・予定価格とは、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額。 ※　**業務委託に係る長期継続契約において、予定価格を月額で定めた場合は、その月数に 12 を乗じて得た額、また、予定価格を年額で定めた場合は、その年額で判断する。** ・事業者等は、本条例が適用となる契約について、条例第11条第１項の規定に基づき、**対象となる労働者等に対して周知する**。 ・労働者等は、**従事する業務が本条例の適用となる契約であると認識**した上で業務にあたる。
第８条	【労働者等の申出等］】 １　条例第８条第１項（労働者等及び労働者等であった者）に規定する**申出は、公契約に係る労働環境申出書（第４号様式）により行う**ものとする。 ２　条例第８条第２項の規定による（事業者等へ）報告の求めは、（市長等は）**公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境の報告を求める通知書（第５号様式）により行う**ものとする。 ３　条例第８条第２項（事業者等）の報告は、市長から**提出を求められた（申出に関する労働環境の報告）日から 20 日以内に 公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書（第６号様式）により行う**ものとする。 ４　市長等は、**労働環境申出書、労働環境申出書に対する労働環境報告書その他労働者等の申出等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない**。
	［解説］ 条例第８条第１項に規定する申出対象労働者の**申出の方法**、同条第２項及び第３項に規定する**申出に対する労働環境の報告等**について定める。 ・事業者は、申出に関する市長等からの報告の求めに対して、**「労働環境報告書」等を作成し、期限内に提出**する。市長等は、**報告書の内容確認を行うこと**。
第９条	【報告等の特例による報告等】 １　条例第９条第１項の規定による（事業者等へ）の報告の求めは、（市長等は）**公契約に係る労働環境に関する報告を求める通知書（第７号様式）により行う**ものとする。 ２　条例第９条第１項の（事業者等の）報告は、**市長から提出を求められた（労働環境の報告）日から 20 日以内に 労働環境報告書（第１号様式）により行う**ものとする。 ３　条例第９条第３項３号の規則で定める関係法令は、別表第１に掲げる法令とする。 ４　市長等は、前項の**労働環境報告書その他報告等の特例による報告に関する書類を契約書とともに保存しなければならない**。
	［解説］ 条例第９条第１項の規定による**報告の方法**、同条第２項の規定による**労働環境の改善等について定める**。 ・事業者は、市長等からの報告の求めに対して、**「労働環境報告書」等を作成し、期限内に提出**する。市長等は、**報告書の内容確認を行うこと**。

条　例	条　例　内　容
第11条	【労働者等への周知】 事業者等は、公契約のうち**規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し**、次に掲げる事項について**業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付**しなければならない。 （1）この条例が適用される公契約の名称 （2）第５条に規定する事業者等の責務及び規則で定める関係法令条項 （3）第８条の規定による申出をする場合の連絡先
	［解説］ 規則第５条で定める契約に係る業務に従事する労働者自らが、公契約に従事する認識を得るため、自らの労働条件等を確認できるよう本条例の趣旨や申出の規定など、事業者等が周知しなければならない事項について定める。 ・事業者等は、作業所内等の見やすい場所へポスターやチラシ等を作成し掲示する、又は労働者へ書面の交付により周知する。 **※　対象となる契約の範囲は、条例第７条及び第８条に規定する公契約**
第12条	【申出を行う相談窓口の設置】 市は、申出対象労働者からの第８条の規定による申出又は申出の相談に応じる窓口を設置するものとする。
	［解説］ 労働者からの申出を受け付ける相談窓口（設置場所は、財務部契約課及び上下水道局総務課）を設置する。
第13条	【不利益取扱いの禁止】 事業者等は、申出対象労働者が第８条の規定による**申出をしたことを理由として、当該申出対象労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない**。
	［解説］ 事業者等に対し、申出をした労働者への不利益な取り扱いを禁止する規定について定める。
第14条	【公契約審議会】 1　この条例の適切な運用のため郡山市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2　審議会は、次に掲げる事項について調査、審議等を実施するとともに意見を述べることができる。 （1）条例の施行の状況に関すること。　（2）条例の目的を達成するための施策に関すること。 （3）その他市長が必要と認めた事項に関すること。 3　審議会は、委員８人以内で組織する。 4　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）学識経験者　（2）事業主団体関係者 （3）労働者団体関係者　（4）その他市長が特に必要と認める者 5　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。 6　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 7　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
	［解説］ 審議会の組織及び運営に関する事項を定める。 審議会は、学識経験者、事業主団体関係者及び労働者団体関係者等で構成し、第三者からの意見を伺う外部組織として設置する。審議会では、条例の基本理念の一つである「透明性の確保」のため、市が実施する公契約に関する施策の状況や運用状況などの報告を受け、専門的見地からそれらに対する意見等を述べ、市はその意見等を今後の施策に適切に反映する。また、本条例の改正や施策の見直し等行う場合においても審議会に諮り、意見を反映させながら見直し等を実施する。
第15条	【委任】 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
	［解説］ 条例の運用などに関する必要な事項を規則などで別に定める。

施行規則	施　行　規　則　内　容
第10条	【労働者等への周知】 1　条例第11条の規定で定める契約とは、第５条及び第７条に規定する契約をいう。 2　条例第11条第２号の規則で定める関係法令条項は、別表第１に掲げる法令条項とする。
	［解説］ 事業者等が、労働者等に対して本条例に規定する「事業者等の責務」や「遵守すべき関係法令条項」等の周知を図らなければならない契約を定めるとともに、当該「遵守すべき関係法令条項」を明らかにする。
第11条	【相談窓口】 条例第12条に規定する相談窓口は、次のとおりとする。 (1) 市が発注者の場合　　財務部契約課 (2) 公営企業管理者が発注者の場合　上下水道局総務課
	［解説］ 申出を受付け、申出の相談に応じる窓口を定める。
第12条	【会長及び副会長】 1　条例第14条の郡山市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。 2　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
	［解説］ 条例の実行性を確保するため、関係法令の遵守状況や申出があった労働環境についての検証や審議など行い提言をすることができる、第三者による審議会を設置する。
第13条	【会議】 1　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 2　審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者団体及び労働者団体の各委員のうちそれぞれ１名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
	［解説］ 「労働環境報告書」、「労働環境改善報告書」、「公契約に係る労働環境申出書」等の報告内容に関する検証や審議を行う。
第14条	【意見の聴取等】 審議会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
	［解説］ 検証や審議の結果、必要に応じて関係者等に対し、説明等を求めることができる。

《報 告 等 に 関 す る 解 説》

（1） 郡山市公契約条例が適用となる労働者について（条例第２条第６号関係）

① 郡山市公契約条例の適用を受ける労働者は次のとおり

適 用 を 受 け る 労 働 者	
1	事業者又は下請負者に雇用され、本市の公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者　　※正社員、日雇労働者、パート、アルバイト、派遣労働者等
2	自らが提供する労働の対価を得るため、事業者等から公契約に係る業務を受託する者 ※いわゆる一人親方

※１　工事に従事する労働者で本条例の適用を受ける者は、公共工事の設計労務単価で区分される 51 職種に該当する者を対象とする。

※２　本条例の適用を受ける労働者は、本市の契約の相手方となる受注事業者に雇用される者だけではなく、下請負者に雇用される者も含む。

② 郡山市公契約条例の適用を受けない労働者は次のとおり

適 用 を 受 け な い 労 働 者	
1	同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者
2	労働基準法第９条に規定する労働者でない者　※ボランティア、会社役員等
3	最低賃金法第７条に規定する精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者など、最低賃金の減額の特例を受けるもの ※この場合、使用者が都道府県労働局の許可を受けている者に限る。
4	公契約が適用となる業務に直接従事しない者　※事務員、材料の製造に従事するもの

（2） 最低労働単価の計算方法等について（条例施行規則第６条、第９条関係）

【工事又は製造の請負契約】

① 最低労働賃金単価に含まれる給与・手当等

最低労働賃金単価に含まれるもの		
1	基本給相当額	※基本給、定額給、出来高給
2	基準内手当	※家族手当、通勤手当、地域手当、住宅手当等の補助的手当 現場手当、技能手当、精勤手当等の任務・能力・就労奨励手当
3	臨時の給与	※賞与、ボーナス、結婚手当等の臨時の給与等
4	実物の給与	※通勤用定期券の支給、食事の支給等

② 最低労働賃金単価から除外されるもの

除外されるもの		
1	特殊な労働に対する手当	※工事積算等において発注者が見込んでいる特殊な作業に関する手当等
2	割増賃金	※時間外、休日又は深夜の割増賃金として支給する手当
3	休業手当	※事業者の都合により労働者を休業させた場合に支給する手当 （ただし、悪天候等の不可抗力により発生した休業手当を除く。）
4	経費に当たる手当	※労働者個人所有の工具や車両の損料、個人負担の旅費等、本来は賃金に含めない経費負担に該当する手当

② 最低労働賃金単価の算出方法

次の算式により、１時間当たりの最も低い賃金単価を換算します。

（①１基本給相当額＋２基準内手当＋３臨時の給与＋４実物の給与）

÷ １月の所定労働日数 ÷ １日の所定労働時間

【工事等に係る算出例示】

雇用条件	雇用条件による１時間当たりの賃金単価
《ケース１：時間給の場合》 １日の所定労働時間 ：６時間 ・基本給 ：1,800 円（時給） ・実物給与（食事支給）：1,000 円（日額） ・ガソリン代 ：3,000 円（実費）	①経費に当たる手当に該当するガソリン代（実費負担）3,000 円は除外する。 ②実物給与を１時間当たりに換算 1,000 円（日額）÷６時間 ＝ 167 円（１時間当たりの実物給与） ※１円未満の端数は四捨五入する ③基本給に②を合算し、１時間当たりの賃金を算出 1,800 円（基本給）＋②167 円 ＝ 1,967 円 ※最低労働賃金単価

雇　用　条　件	雇用条件による１時間当たりの賃金単価
《ケース２：日給の場合》 １月の労働日数　　：22 日 １日の所定労働時間　：７時間 ・基　本　給　　：12,000 円（日給） ・実物給与（食事支給）：　1,000 円（日額） ・割増賃金（時間外）　：　6,000 円（時給） ・特殊勤務手当　　：15,000 円（月額） ・ガソリン代　　：　3,000 円（実費） ・資　格　手　当　　：10,000 円（月額） ・賞　　与　　：25,000 円（月額） （150,000 円÷６カ月）	①時間外の割増賃金 6,000 円、特殊作業等の勤務手当 15,000 円、経費に当たる手当に該当するガソリン代（実費負担）3,000 円は除外する。 ②基本給及び実物給与を１時間当たりに換算 （12,000 円＋1,000 円）÷７時間 ＝ 1,857 円（１時間当たりの給与） ※１円未満の端数は四捨五入する ③月額で支払われる手当等の額を１月の労働時間で除し、１時間当たりに換算 （10,000 円＋25,000 円）÷（７時間×22 日） ＝ 227 円（１時間当たりの手当） ※１円未満の端数は四捨五入する ④１時間当たりの給与②と１時間当たりの手当③を合算し、１時間当たりの賃金を算出 ②1,857 円 ＋ ③227 円 ＝ 2,084 円 ※最低労働賃金単価
《ケース３：月給の場合》 年間所定労働日数　　：250 日 １日の所定労働時間　：８時間 ・基　本　給　　：260,000 円（月給） ・割増賃金（時間外）　：　6,000 円（時給） ・特殊勤務手当　　：　15,000 円（月額） ・資　格　手　当　　：　35,000 円（月額） ・住　居　手　当　　：　8,000 円（月額） ・地　域　手　当　　：　7,000 円（月額） ・賞　　与　　：　50,000 円（月額） （300,000 円÷６カ月）	①時間外の割増賃金 6,000 円、特殊作業等の勤務手当 15,000 円は除外する。 ②月額の基本給と各種諸手当を合算 （260,000 円＋35,000 円＋8,000 円＋7,000 円＋50,000 円） ＝ 360,000 円(賃金月額) ③賃金月額②を１月の労働時間で除し、１時間当たりの賃金を算出 360,000 円÷（8 時間×250 日÷12 月）＝ 2,160 円 ※最低労働賃金単価

【業務委託契約（指定管理協定含む）】

① 最低労働賃金単価に含まれる給与・手当等

最低労働賃金単価に含まれるもの	
1	基本給相当額　※基本給、定額給、出来高給
2	諸　手　当　※地域手当、住宅手当等の補助的手当、現場手当、技能手当等の任務・能力奨励手当

② 労働単価から除外されるもの

除外されるもの	
1	臨時に支払われる賃金　※結婚手当、出産祝い金等
2	１月を越える期間ごとに支払われる手当　※賞与（ボーナス）等
3	所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
4	地域別最低賃金に算入しない手当　※家族手当、通勤手当、精皆勤手当等

② 最低労働賃金単価の算出方法

最低労働賃金単価と比較する賃金は、福島県の地域別最低賃金（平成 28 年 10 月 1 日現在：時間額 726 円）が対象となります。

1 時間給の場合 ⇒ 時間給 ≧ 福島県の地域別最低賃金
2 日給の場合 ⇒ 日 給 ÷ １日の所定労働時間 ≧ 福島県の地域別最低賃金
3 月給の場合 ⇒ 日 給 ÷ １月の所定労働時間 ≧ 福島県の地域別最低賃金

※ 所定労働時間とは、休憩時間を除く始業時刻から終業時刻までの時間を言います。

【業務委託等に係る算出例示】

雇用条件	雇用条件による１時間当たりの賃金単価
《ケース１：時間給の場合》 １日の所定労働時間　：６時間 ・基　本　給　：1,800 円（時給） ・実物給与（食事支給）：1,000 円（日額）	①実物給与を１時間当たりに換算 1,000 円（日額）÷６時間　＝　167 円 （１時間当たりの実物給与） ※１円未満の端数は四捨五入する ②基本給に①を合算し、１時間当たりの賃金を算出 1,800 円（時給）＋167 円　＝　1,967 円 ※最低労務賃金単価
《ケース２：日給の場合》 １月の労働日数　：20 日 １日の所定労働時間　：７時間 ・実　績　給　：12,000 円（日給） ・実物給与（食事支給）：1,000 円（日額） ・特殊勤務手当　：15,000 円（月額） ・技　能　手　当　：10,000 円（月額）	①基本給及び実物給与を１時間当たりに換算 （12,000 円＋1,000 円）÷７時間 ＝　1,857 円（１時間当たりの給与） ※１円未満の端数は四捨五入する ②月額で支払われる手当の額を１月の労働時間で割り、１時間当たりに換算 （15,000 円＋10,000 円）÷（７時間×20 日） ＝　179 円（１時間当たりの手当） ※１円未満の端数は四捨五入する ③１時間当たりの給与①と１時間当たりの手当②を合算し、１時間当たりの賃金を算出 ①1,857 円＋②214 円（時間手当）＝　2,071 円 ※最低労働賃金単価

雇　用　条　件	雇用条件による１時間当たりの賃金単価
《ケース３：月給の場合》 年間所定労働日数　　：250 日 １日の所定労働時間　：７時間 30 分 ・基　本　給　　：250,000 円（月給） ・特殊勤務手当　　：15,000 円（月額） ・技　能　手　当　　：10,000 円（月額） ・住　居　手　当　　：8,000 円（月額） ・地　域　手　当　　：7,000 円（月額）	①月額の基本給、各種諸手当を合算 （250,000 円＋15,000 円＋10,000 円＋8,000 円＋7,000 円） ＝　290,000 円（賃金月額） ②賃金月額①を１月の労働時間で除し、１時間当たりの賃金を算出 290,000 円÷（7.5 時間×250 日÷12 月）＝ 1,856 円 ※最低労働賃金単価

（3）　労働者等への周知方法について（条例第 11 条関係）

事業者等は、労働者自らが、公契約に従事する労働者であるとの認識を得るため、本条例の趣旨や申出の規定などについて、ポスターやチラシ又は書面を活用し周知する。

《周知する内容の例示》

～　お　知　ら　せ　～

この業務は、郡山市公契約条例が適用される業務です。
条例第 11 条の規定により、皆さまの労働環境に関する内容についてお知らせいたします。

1　郡山市公契約条例が適用される名称

件　　名	
履行場所	郡山市
履行期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日　まで

2　事業者等は、以下の事項に基づきこの業務を適正に履行しております。

①　労働者等の労働環境を確保するため、関係法令を遵守しております。
　※　関係法令は、別紙のとおりです。

※ 25 頁の「事業者等の責務に係る関係法令（抜粋）」を活用してください。

②　この業務の契約は、適正な価格により契約の締結をしております。

③　市が基本理念に基づき実施する施策に協力しております。

④　下請契約等の締結は、契約の相手方に条例の趣旨等を説明し、双方の合意により契約しております。

⑤　下請契約等の相手の選定、又は資材等の調達は、できる限り市内事業者を優先しています。

⑥　本条例による事業又は事務所に係る労働環境の情報を公開するよう努めております。

3　労働環境に対する申出をする連絡先

連絡先	所在地	電話番号
郡山市財務部契約課	〒963-8601 郡山市朝日一丁目２３－７	TEL：024-924-2601 FAX：024-924-4300

（4） 労働環境確認等に係る事務フロー

［労働環境の報告に関する事務フロー］

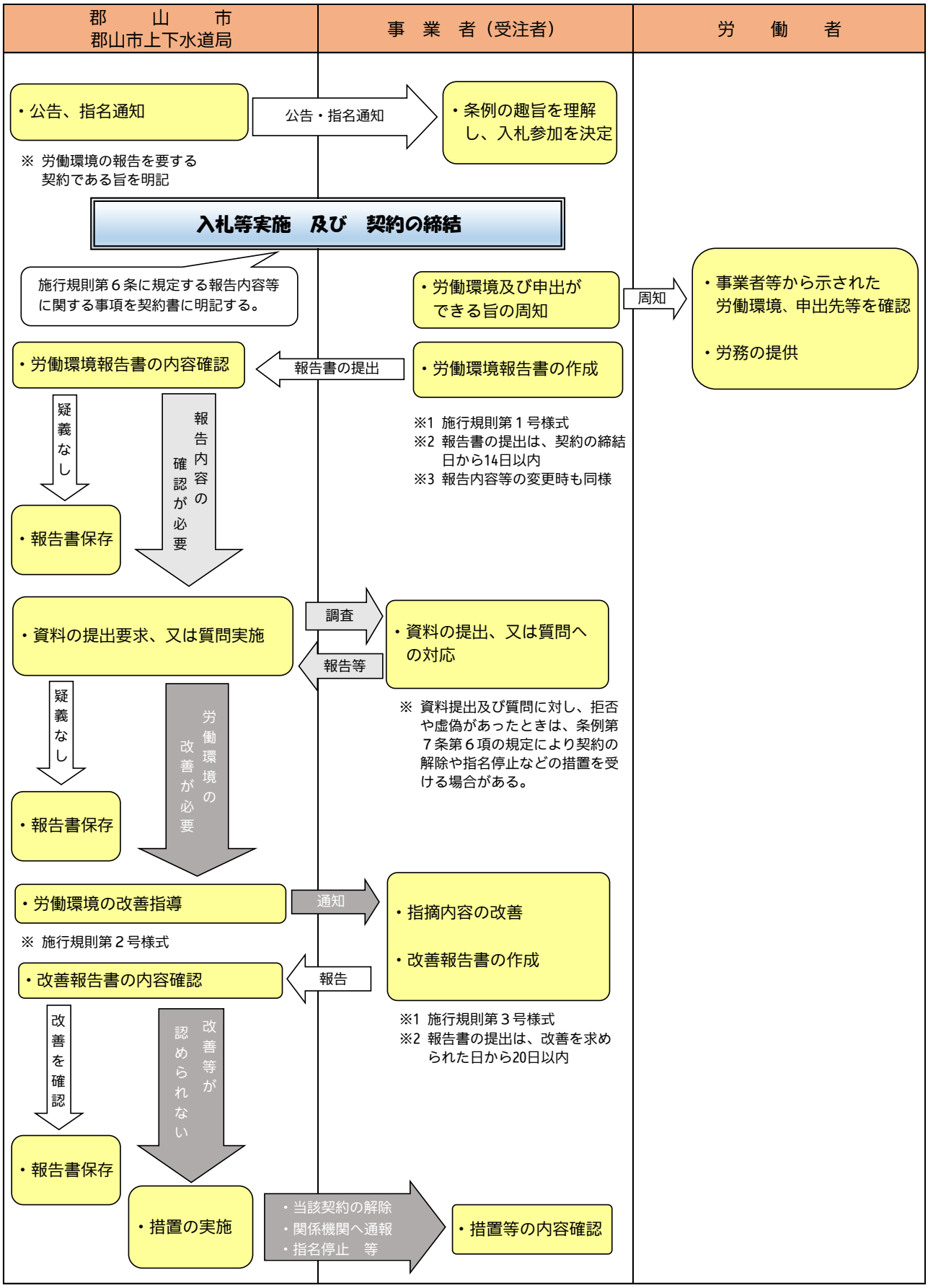

［労働者の申出に関する事務フロー］

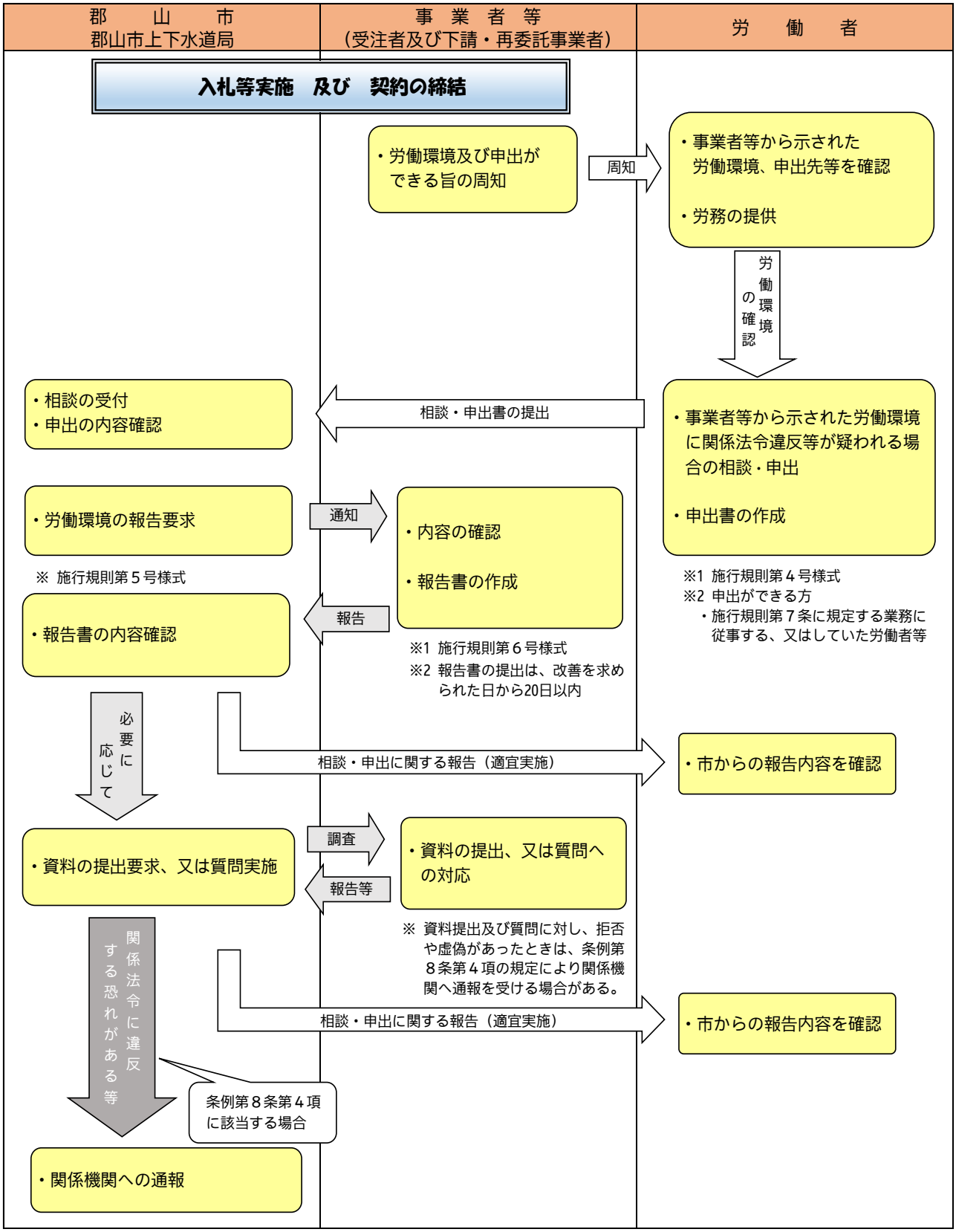

［下請負（再委託）を行う場合の事務フロー］

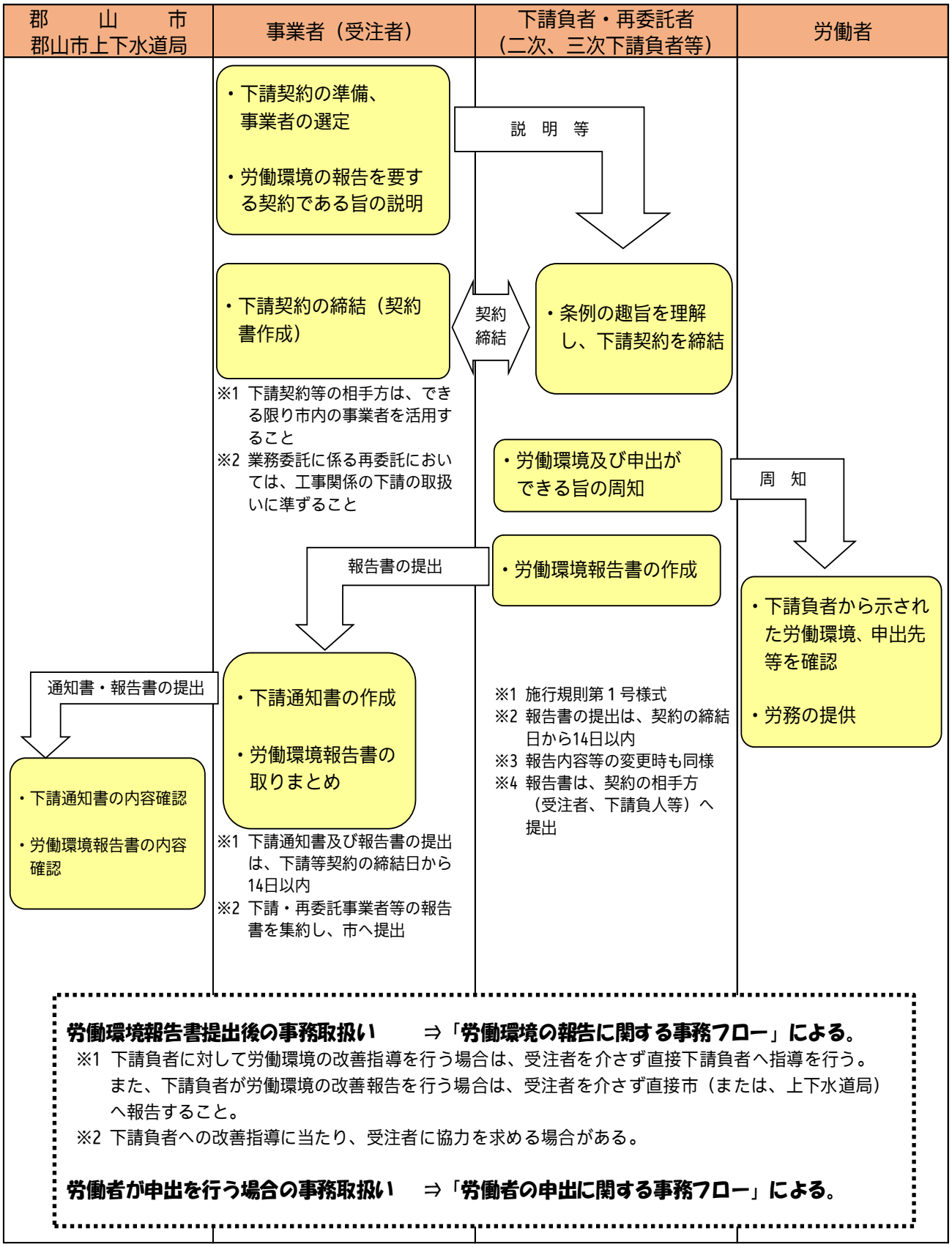

《事業者等の責務に係る関係法令（抜粋）》

【事業者等の責務に係る関係法令】※施行規則第４条関係　　No.1

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
一	労働基準法 （昭和22年4月7日法律第49号） ・労働条件の最低基準、労働関係の当事者の労働条件向上への努力義務等を規定。	15条（労働条件の明示） 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。
		24条（賃金の支払） 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。
		35条（休日） 労働者に対して、毎週少くとも１回の休日を与えなければならない。
		36条（時間外及び休日の労働） 第1項：労働組合等との協定を行政官庁に届け出た場合は、協定で定める労働時間の延長、又は休日労働をさせることができる。 第3項：労働者の福祉、時間外労働の動向等の事情を考慮した基準に適合したものとなるようにしなければならない。
		37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金） 第1項：労働時間の延長、又は休日に労働させた場合は、政令で定める率以上で計算した割増賃金を支払わなければならない。 第4項：午後10時から午前５時までの間の労働の場合は、２割５分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。 第5項：割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。
		39条（年次有給休暇） 雇入れの日から起算して６箇月間継続勤務し全労働日の８割以上出勤した労働者には、有給休暇を与えなければならない。
		89条（作成及び届出の義務） 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。
		106条（法令等の周知義務） 就業規則等について、掲示や書面の交付により、労働者に周知しなければならない。
		107条（労働者名簿） 各事業場ごとに、労働者の氏名、生年月日、履歴等の労働者名簿を作成しなければならない。
		108条（賃金台帳） 各事業場ごとに、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額等の賃金台帳を作成しなければならない。
		109条（記録の保存） 労働者名簿、賃金台帳及び雇入、賃金等の労働関係に関する重要な書類を３年間保存しなければならない。
二	労働安全衛生法 （昭和47年6月8日法律第57号） ・労働災害防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化等その防止に関する総合的計画的な対策の推進。 （国の労働災害防止計画策定、事業者の安全衛生管理体制構築等）	10条（総括安全衛生管理者） 第1項：総括安全衛生管理者を選任し、技術的事項等統括管理させなければならない。 ①　労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 ②　労働者の安全又は衛生のための教育の実施 ③　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 ④　労働災害の原因の調査及び再発防止の対策 ⑤　前各号のほか、労働災害を防止するため必要な業務 第2項：総括安全衛生管理者は、事業実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
		11条（安全管理者） 第1項：安全管理者を選任し、業務の安全に係る技術的事項を管理させなければならない。
		12条（衛生管理者） 第1項：衛生管理者を選任し、業務の衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。
		12条の2（安全衛生推進者等） 安全衛生推進者を選任し、業務を担当させなければならない。
		13条（産業医等） 第1項：産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わなければならない。 第2項：産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な要件を備えた者でなければならない。 第4項：産業医から労働者の健康管理等について勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。
		66条（健康診断） 第1項：労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。 第2項：政令で定める有害な業務に従事する労働者に対し、医師による特別の健康診断を行なわなければならない。 第3項：政令で定める有害な業務に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。
三	労働契約法 （平成19年12月05日法律第128号） ・労働者と使用者の合意により成立する労働契約の基本的事項を定め、労働関係の安定に資する。	３条（労働契約の原則） 労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結、又は変更すべきものとする。
		５条（労働者の安全への配慮） 労働者の生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。
四	最低賃金法 （昭和34年04月15日法律第137号） ・労働者の賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図ることにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上を確保する。	４条（最低賃金の効力） 最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
五	建設業法 （昭和24年5月24日法律第100号） ・建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることにより、建設工事の適正な施工を確保する。	18条（建設工事の請負契約の原則） 契約当事者の対等な立場における合意に基いて、公正な契約を締結しなければならない。
		19条の３（不当に低い請負代金の禁止） 取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約をしてはならない。
		19条の4（不当な使用資材等の購入強制の禁止） 契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用し、建設工事に使用する資材若しくは機械器具等の購入先を指定し、請負人に購入させてはならない。
		20条（建設工事の見積り等） 第1項：契約を締結するに際は、工事の種別ごとに材料費、労務費等の経費の内訳を明らかにした見積りに努めなければならない。 第2項：契約成立までに見積書を交付しなければならない。

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
		24条の3（下請代金の支払） 第1項：元請人が発注者から請負代金の支払を受けた日から１ヶ月以内で、できるだけ短期間内に下請代金を支払わなければならない。
		24条の5（特定建設業者の下請代金の支払） 第1項：目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、できるだけ短期間内に下請代金の支払期日を定めなければならない。
六	下請代金支払遅延等防止法 （昭和31年6月1日法律第120号） ・下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化し、下請事業者の利益を保護する。	２条の2（下請代金の支払期日） 第1項：給付を受領した日から起算して、60日の期間内にできる限り短い期間内で定められなければならない。
		３条（書面の交付等） 第1項：下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付しなければならない。
七	青少年の雇用の促進等に関する法律 （昭和45年5月25日法律第98号） ・青少年の適性や技能、知識の程度にふさわしい職業の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講じ、雇用の促進等を図る。	13条（青少年雇用情報の提供） 学校卒業見込者等に対する労働者の募集は、青少年の採用状況等、厚生労働省令で定める事項の提供に努めなければならない。
八	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 （昭和47年7月1日法律第113号） ・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保や女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進する。	11条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置） 第1項：職場での性的な言動により、労働者の就業環境が害されることのないよう相談に応じ、適切に対応するための体制整備を講じなければならない。
		12条（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置） 雇用する女性労働者が母子保健法の規定による保健指導、又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるようにしなければならない。
九	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （平成25年6月26日法律第65号） ・障害を理由とする差別解消の基本的な事項、行政機関等及び事業者の講ずべき措置等を定めることにより、差別の解消を推進する。	８条（事業者における障害を理由とする差別の禁止） 障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。また、障害者の性別や年齢、障害の状態等により社会的障壁の除去の負担が過重でないときは、合理的な配慮に努めなければならない。
十	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 （平成27年8月28日法律第64号） ・女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることを鑑み、事業主の行動計画の策定し、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定める。	８条（一般事業主行動計画の策定等） 常時雇用する労働者の数が300人を超える事業主は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を定め、厚生労働大臣に届け出なければならない。

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
十一	労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律 （平成27年9月16日法律第69号） ・雇用形態による労働者の待遇や雇用の安定性について格差を是正するため、労働者の職務に応じた待遇の確保等の施策に関する基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、職務に応じた待遇の確保等の施策を重点的に推進する。	２条（基本理念） 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 ① 雇用形態にかかわらず従事する職務に応じた待遇を受けることができるようにする。 ② 労働者の意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労する機会が与えられるようにする。 ③ 労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるようにする。 ３条（国の責務等） 第2項：国が実施する労働者の職務に応じた待遇の確保等の施策に協力するよう努める。
十二	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 （昭和60年7月5日法律第88号） ・労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護等を図り、雇用の安定と福祉の増進に資する。	31条の２（待遇に関する事項等の説明） 労働者を派遣労働者として雇用する場合は、賃金額の見込み、待遇に関する事項等を説明しなければならない。 36条（派遣元責任者） 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、派遣元責任者を選任しなければならない。 ① 派遣労働者であることの明示、就業条件等の明示、派遣先への通知を行うこと。 ② 必要な助言及び指導を行うこと。 ③ 申出を受けた苦情の処理に当たること。 ④ 個人情報の管理に関すること。 ⑤ 教育訓練の実施及び職業生活の設計に関する相談の機会の確保。 ⑥ 労働者の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者及び派遣先との連絡調整を行うこと。 ⑦ 前各号のほか、派遣先との連絡調整に関すること。 37条（派遣元管理台帳） 派遣元事業主は、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。 ① 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別 ② 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者で、雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める者であるか否かの別 ③ 派遣先の氏名又は名称 ④ 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位 ⑤ 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日 ⑥ 始業及び終業の時刻 ⑦ 従事する業務の種類 ⑧ 有期雇用派遣労働者であって、派遣先の同一組織単位の業務に継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者及び雇用の安定を図る必要性が高いと認められる特定有期雇用派遣労働者等に対し、講じた措置 ⑨ 教育訓練を行つた日時及び内容 ⑩ 派遣労働者から申出を受けた苦情処理に関する事項 ⑪ 紹介予定派遣に係る派遣労働者にに関する事項 ⑫ その他厚生労働省令で定める事項

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
十 三	公共サービス基本法 （平成21年5月20日法律第40号） ・公共サービスが国民生活の基盤となるものであることに鑑み、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、公共サービスに関する施策の基本事項を定め、公共サービスに関する施策を推進する。	６条（公共サービスの実施に従事する者の責務） 公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有する。
十 四	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成12年11月27日法律第127号） ・公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項を定め、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備する。	12条（入札金額の内訳の提出） 公共工事の入札に係る申込みの際は、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。
十 五	公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成17年3月31日 法律第18号） ・公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現等に寄与し、基本理念、国等の責務、基本方針の策定等により、担い手の中長期的な育成及び確保を促進する基本的事項を定め、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進をする。	８条（受注者の責務） 基本理念に基づき、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。
十 六	雇用保険法 （昭和49年12月28日法律第116号） ・労働者が失業した場合及び雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行う。	７条（被保険者に関する届出） 雇用する労働者に関し、適用事業に係る被保険者となつた、又は被保険者でなくなつたことを厚生労働大臣に届け出なければならない。
十 七	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （昭和44年12月9日法律第84号） ・労働保険事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関し必要な事項を定める。	４条の２（保険関係の成立の届出等） 保険関係が成立した日から10日以内に、成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所等政府に届け出なければならない。
十 八	健康保険法 （大正11年4月22日法律第70号） ・労働者又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行う。	48条（届出） 被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

号 No	関係法令の名称及び概要	遵守事項の概要
十 九	厚生年金保険法 （昭和29年5月19日法律第115号） ・労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する。	27条（届出） 被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
二 十	中小企業退職金共済法 （昭和34年5月9日法律第160号） ・中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与する。	３条（契約の締結） 第3項：中小企業者は、次の各号に掲げる者を除き、すべての従業員について退職金共済契約を締結するようにしなければならない。 ①　期間を定めて雇用される者 ②　季節的業務に雇用される者 ③　試みの雇用期間中の者 ④　現に退職金共済契約の被共済者である者 ⑤　第８条第２項第３号の規定により解除された退職金共済契約の被共済者で、解除の日から一年を経過しないもの ⑥　前各号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定める者

《報　告　等　様　式　集》

第１号様式（その１）（第６条、第９条関係）

公契約に係る労働環境報告書（工事又は製造の請負契約）

年　　月　　日

郡山市長

契約番号・工事名
所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名　　㊞
担 当 者 ・ 連 絡 先
下 請 等 工 事 名
所　　在　　地
下請　商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名　　㊞
担 当 者 ・ 連 絡 先

郡山市と締結した契約の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

１　労働条件等に関する事項

区分	項　　目	確 認 欄
労働条件	就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	労働基準法第 36 条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。	はい・いいえ
	就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。 （※常時 10 人以上の労働者を使用する場合に限る。）	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。	はい・いいえ
	休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	はい・いいえ
安全衛生	事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各　種 保 険 等	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
	建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
法定帳簿 の 整 備	法定３帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

２　賃金に関する事項

区分	項　　目	確認欄
賃　　金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。	はい・いいえ
	当該契約における工事又は製造の請負に従事する労働者の職種別の最低労働賃金単価はいくらですか。	下表に記載

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

３　職種別最低労働賃金単価

職　種	工　種	最低労働賃金単価（１時間当たり） ※　国土交通省が決定する公共工事設計労務単価を比較の対象とします。
		円
		円
		円
		円
		円
		円

備考

１　労働者の範囲

⑴　本契約における工事又は製造請負に従事する全ての労働者で、公共工事設計労務単価で区分される 51 職種に該当するものを対象とします。

⑵　雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該工事等に従事する者について記入してください。

⑶　次に掲げる労働者は、対象に含みません。

ア　労働基準法第９条に規定する労働者でない者（ボランティア、会社役員等）

イ　同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者

２　最低労働賃金単価

該当する職種ごとに、最も低い賃金単価を記入します。

３　最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は次のとおりです。

①基本給等

②諸手当等

③賞与（ボーナス等）

④実物給与（食事の支給等）

（①＋②＋③＋④）　÷　１月の所定労働日数　÷　１日の所定労働時間

第１号様式（その２）（第６条、第９条関係）

公契約に係る労働環境報告書（業務委託契約・指定管理協定）

年　　月　　日

郡山市長

契約（協定）名
（下請等契約名）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者の職・氏名　　㊞
担当者・連絡先

郡山市と締結した契約（協定）の履行に当たり、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守し、下記事項について、事実と相違ありません。

なお、虚偽の報告又は報告の内容を満たしていないと判明した場合、速やかに郡山市の指導に従い、必要な措置を取ることを誓約します。

１　労働条件等に関する事項

区分	項　　目	確認欄
労働条件	就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件について、適正な内容となっていますか。	はい・いいえ
	労働基準法第 36 条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる 36 協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合も届け出ていますか。	はい・いいえ
	就業規則を労働基準監督署に届け出ていますか。また、労働者に周知していますか。 （※常時 10 人以上の労働者を使用する場合に限る。）	はい・いいえ
	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	業務内容に係る指示や確認、発注者との調整を行う業務責任者を配置していますか。また、労働者に対し労働時間や業務遂行等に関する指示など、契約の履行に関する管理は適正に行われていますか。	はい・いいえ
労働時間	労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録していますか。	はい・いいえ
	休日及び年次有給休暇を適切に付与していますか。	はい・いいえ
安全衛生	事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正ですか。	はい・いいえ
	労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。	はい・いいえ
	安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。	はい・いいえ
各種保険	労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っていますか。	はい・いいえ
法定帳簿の整備	法定３帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されていますか。	はい・いいえ

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

２　賃金に関する事項

賃　　金	賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月１回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	時間外、休日等の割増賃金について、適正に賃金を支払っていますか。	はい・いいえ
	適正な計算により賃金台帳を整備し、当該賃金台帳のとおり支払が行われていますか。	はい・いいえ
	当該契約おける業務に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 ※最低賃金法第 12 条の規定に基づき福島労働局長が決定する地域別最低賃金を比較の対象とします。 従事する職種 １時間当たり　　円	

※　確認欄は、「はい・いいえ」のいずれかに「○」を、該当しない場合は「／」を記入してください。

備考

１　労働者の範囲

⑴ 本契約における業務に従事する全ての労働者が対象となります。

⑵ 雇用形態（日雇、短期雇用等）に関係なく、当該業務等に従事する者について記入してください。

２　最低労働賃金単価

当該契約における業務に従事する労働者で最も低い賃金単価を記入します。

３　最も低い賃金単価（最低労働賃金単価）は、時給で記入してください。計算方法は以下のとおりです。

⑴ 時間給の場合　　時間給を記入

⑵ 日給の場合　　日給　÷　１日の所定労働時間

⑶ 月給の場合　　月給　÷　１月の所定労働時間

４　次に掲げる賃金等は、３の計算に含みません。

ア　臨時に支払われる賃金（結婚手当、出産祝い金等）

イ　１月を超える期間ごとに支払われる手当（賞与等）

ウ　所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

エ　当該最低賃金に算入しないことを定める賃金（扶養手当、通勤手当、精皆勤手当等）

第２号様式（第６条関係）

郡　第　　号
年　　月　　日

公契約に係る労働環境の改善を求める通知書

様

郡山市長　　印

年　　月　　日付けで提出のあった（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に係る労働環境報告書を確認したところ、下記のとおり不適切な事項が確認されました。
つきましては、郡山市公契約条例第７条第３項の規定に基づき、改善を求めますので、通知します。

記

区　分	改善を求める内容	根 拠 法 令

第３号様式（第６条関係）

公契約に係る労働環境改善報告書

年　　月　　日

郡山市長

工事･契約（協定）名
（下請工事・契約名）
所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名　　㊞
担 当 者 ・ 連 絡 先

郡山市と締結した契約（協定）について、労働環境の改善を行いましたので、郡山市公契約条例第７条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　公契約に係る労働環境の改善を求める通知書の文書番号等

公契約に係る労働環境の改善を求める通知書の文書番号及び年月日	文書番号	郡　第　　号
	文書の年月日	年　　月　　日

２　改善措置の内容等

区　分	改善措置の内容	措置日

第４号様式（第８条関係）

公契約に係る労働環境申出書

年　　月　　日

郡山市長

所　所
氏　名　　㊞

私が勤務（する・していた）事業所等における労働環境について、郡山市公契約条例第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇用事業者名	
対象工事･契約（協定）名 （下請工事･契約名）	（　　）
公契約従事期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
申出内容の事実確認	□　実名を公表した事実確認を希望する。 □　匿名による事実確認を希望する。
申出内容	

第５号様式（第８条関係）

郡　第　　号
年　　月　　日

公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境の報告を求める通知書

様

郡山市長　　印

貴社が雇用（する・していた）労働者から　　年　　月　　日付けで申出のあった公契約（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に係る下記の労働環境の事実について、報告を求めますので、通知します。

なお、当該申出者に対しては、郡山市公契約条例第 13 条の規定により、不利益な取扱いをしてはなりません。

記

対象工事･契約（協定）名 （下請工事･契約名）	（　　）
対象事業履行期限	
対象労働者氏名	
公契約従事期間	年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで
申出内容	
調査内容	

第６号様式（第８条関係）

公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書

年　　月　　日

郡山市長

工事･契約（協定）名
（下請工事・契約名）
所　　在　　地
商 号 又 は 名 称
代表者の職・氏名　　㊞
担 当 者 ・ 連 絡 先

弊社が雇用（する・していた）労働者からの公契約に係る労働環境の申出に対する労働環境の事実について、報告します。

なお、郡山市公契約条例第 13 条の規定に基づき、申出者への不利益な取扱いを行わないことを誓約します。

記

調　査　内　容	
報　告　内　容	

第７号様式（第９条関係）

郡　第　　号
年　　月　　日

公契約に係る労働環境に関する報告を求める通知書

様

郡山市長　　印

貴社と締結した公契約（工事又は製造の請負契約・業務委託契約・指定管理協定）に関する下記の労働環境の事実について、確認をしたいため報告を求めますので、通知します。

記

１　労働条件等に関する事項

区分	報告が必要な事項に○	項　　目
労働条件		就業規則、労働契約、労使協定等の労働条件の内容について
		労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（いわゆる36協定）が労働基準監督署へ届出されているかの状況について
		就業規則の労働基準監督署への届出及び労働者への周知状況について
		労働者に対する賃金、労働時間その他労働条件の書面による明示状況について
		※業務委託契約に限る。 業務内容に係る指示や確認、発注者との調整を行う業務責任者の配置状況及び労働者に対する労働時間や業務遂行等に関する指示など、契約の履行に関する状況について
労働時間		労働日ごとの始業・終業時刻の確認及び記録状況について
		休日及び年次有給休暇の付与状況について
安全衛生		事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策について
		労働安全衛生法に基づく健康診断の実施状況について
		安全衛生の管理体制について
各種保険		労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の状況について
		※工事又は製造請負契約に限る。 建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の状況について
法定帳簿の整備		法定３帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）の整備状況について
その他		（　　）

２　賃金に関する事項

賃　　金		労働者に対する賃金の支払状況について
		時間外、休日等の割増賃金の支払状況について
		適正な計算による賃金台帳の整備、当該賃金台帳に基づく支払について
		当該契約に従事する労働者職種及びその職種に係る１時間当たりの最低労務単価について
		その他（　　）

《条　例・施　行　規　則》

○郡山市公契約条例

平成28年12月21日
郡山市条例第64号

（目的）

第１条　この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展及び良質な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、もって市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 公契約　市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいう。

(2) 市長等　市長及び公営企業管理者をいう。

(3) 事業者等　事業者及び事業関係者をいう。

(4) 事業者　市と公契約を締結する者又は締結しようとする者をいう。

(5) 事業関係者　次に掲げる者をいう。

ア　下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部について受託する者

イ　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき事業者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

ウ　職業安定法（昭和22年法律第 141 号）に基づき事業者又はアに掲げる者へ公契約に係る業務に従事する労働者の供給を行う者

(6) 労働者等　次に掲げる者をいう。

ア　公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者を除く。）

イ　自らが提供する労働の対価を得るため、事業者等から公契約に係る業務を受託する者

(7) 労働環境　公契約に係る業務に従事する労働者等の労働条件等（職場における安全衛生、労働賃金、労働時間等）をいう。

(8) 社会的価値　公契約に関する施策の推進に当たり確保されるべき社会的価値（労働基準、人権擁護、障がい者雇用、男女共同参画、暴力団排除、環境保全、地域社会の活性化等）をいう。

（基本理念）

第３条　公契約は、次に掲げる事項を旨として、行われなければならない。

(1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。

(2) 契約内容の適正な履行及び調達するものの品質の確保並びに不正行為の排除に資すること。

(3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。

(4) 市内中小企業の育成及び活用に資すること。
(5) 社会的価値の向上に資すること。

（市の責務）

第４条　市は、規則で定める関係法令に基づき、公契約に関する施策を実施するとともに、前条の基本理念にのっとり、特に次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 公契約の適正な履行及び品質の確保のための施策を総合的に推進すること。
(2) 予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内の中小企業の受注機会の確保に努めること。
(3) 労務及び資材等の取引価格等を的確に反映した積算に基づき、予定価格を適正に定めるとともに、契約の規模、履行の難易、地域の実情等を踏まえた適切な履行期間を設定すること。
(4) 公契約の締結に当たって、公正な競争を促進させるとともに、適正な入札及び契約の方法を選択すること。
(5) 公契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書を見直す必要が生じた場合で、契約金額又は履行期間に変動が生じると認めるときは、契約の相手方と当該契約金額又は履行期間を変更する契約を締結すること。
(6) 公契約からの不正行為の排除を徹底するとともに、市民に対し公契約が適正に行われていることを明らかにするため、公契約に関する情報の公表に努めること。

（事業者等の責務）

第５条　事業者等は、規則で定める関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境の確保に努めるとともに、公契約に関わる者として、第３条の基本理念にのっとった公契約の適正な履行に努めなければならない。

２　事業者等は、適正な価格による契約を締結しなければならない。

３　事業者等は、本条例の目的を達成するため、市が第３条の基本理念にのっとり実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

４　事業者等は、公契約に係る業務の一部を他の者に受託させる契約（以下「下請契約等」という。）を締結しようとするときは、その相手方に対し本条例を説明し、理解を得た上で下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結しなければならない。

５　事業者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めなければならない。

６　事業者等は、情報通信機器等を活用し、自らの事業又は事務所に係る労働環境の情報を公開するよう努めなければならない。

（市民の協力）

第６条　市民は、市が第３条の基本理念にのっとり実施する公契約に関する施策が、地域経済の健全な発展及び市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを理解し、協力するものとする。

（労働環境の報告等）

第７条　事業者は、自らが締結した公契約が規則で定める範囲の契約に該当するときは、市長等に対し、規則で定めるところにより、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組（当該契約において事業関係者が存在する場合は、当該事業関係者に係る労働者等の適正な労働環境

を確保するための取組を含む。）について必要な報告を行わなければならない。報告した労働環境の内容に変更があった場合も、同様とする。

2　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。

3　市長等は、前項の規定により労働環境の確認をした結果、第１項の報告に係る労働環境が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるときは、当該事業者等に対し、改善を求めるものとする。

4　事業者等は、前項の規定による改善を求められたときは速やかに労働環境を改善し、その改善内容について、市長等へ報告を行わなければならない。

5　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。

6　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、関係機関への通報、当該契約の解除、指名の停止等必要な措置を行うことができる。

(1) 第１項又は第４項の報告がないとき。

(2) 事業者等が第２項又は前項の資料の提出の求め等に応じないとき。

(3) 第４項の規定により報告された改善内容では指導に対する改善が図られないと認めるとき。

(4) 第１項若しくは第４項の報告又は第２項若しくは前項の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき。

（労働者等の申出等）

第８条　公契約のうち規則で定める範囲の契約に係る業務に従事する労働者等及び労働者等であった者（以下「申出対象労働者」という。）は、事業者等が規則で定める関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2　市長等は、前項の規定による申出があった場合は、事業者等に対し労働環境についての報告を求めることができる。

3　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。

4　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、関係機関へ通報を行うことができる。

(1) 第２項の報告がないとき。

(2) 事業者等が前項の資料の提出の求め等に応じないとき。

(3) 前項の規定により労働環境の確認をした結果、その報告の内容が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるとき。

(4) 第２項の報告又は前項の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき。

（報告等の特例）

第９条　市長等は、労働者等の適正な労働環境を確保するため、前２条の規定による場合のほか、特に必要があると認めたときは、事業者等に対し、必要な報告を求めることができる。

2　市長等は、前項の報告の内容を確認するため必要があると認めるときは、前項の報告を行った事業者等に対し資料の提出を求め、又は質問をすることができる。

3　市長等は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、関係機関へ通報を行うことができ

る。

(1) 第１項の報告がないとき。

(2) 事業者等が前項の資料の提出の求め等に応じないとき。

(3) 前項の規定により労働環境の確認をした結果、その報告の内容が規則で定める関係法令に違反する疑いがあるとき。

(4) 第１項の報告又は前項の資料の提出の求め等に対する回答に虚偽があったとき。

（資料の提出等）

第10条　事業者等は、前３条の規定により市が求めた資料の提出等に対して、誠実に対応しなければならない。

（労働者等への周知）

第11条　事業者等は、公契約のうち規則で定める契約に係る業務に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付しなければならない。

(1) この条例が適用される公契約の名称

(2) 第５条に規定する事業者等の責務及び規則で定める関係法令条項

(3) 第８条の規定による申出をする場合の連絡先

（申出を行う相談窓口の設置）

第12条　市は、申出対象労働者からの第８条の規定による申出又は申出の相談に応じる窓口を設置するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第13条　事業者等は、申出対象労働者が第８条の規定による申出をしたことを理由として、当該申出対象労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

（公契約審議会）

第14条　この条例の適切な運用のため郡山市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、次に掲げる事項について調査、審議等を実施するとともに、意見を述べることができる。

(1) 条例の施行の状況に関すること。

(2) 条例の目的を達成するための施策に関すること。

(3) その他市長が必要と認めた事項に関すること。

３　審議会は、委員８人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 事業主団体関係者

(3) 労働者団体関係者

(4) その他市長が特に必要と認める者

５　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

６　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第15条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結した公契約に適用する。

（準備行為）

3　この条例の規定が適用される公契約の締結に必要な公告その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。

（郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

4　郡山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１報酬の表公有財産審議会の項の次に次のように加える。

公契約審議会	会長	日額　8,100円
	副会長	
	委員	

○郡山市公契約条例施行規則

平成29年４月１日
郡山市規則第25号

（趣旨）

第１条　この規則は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（市の責務に係る関係法令）

第３条　条例第４条の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令
(2) 建設業法（昭和24年法律第 100 号）その他の関係法令
(3) 中小企業基本法（昭和38年法律第 154 号）その他の関係法令
(4) 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）その他の関係法令
(5) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）その他の関係法令
(6) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127 号）その他の関係法令
(7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）その他の関係法令
(8) 公共サービス基本法（平成21年法律第40号）その他の関係法令

（事業者等の責務に係る関係法令）

第４条　条例第５条に規定する労働者等の労働環境を確保するため遵守する規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令
(2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令
(3) 労働契約法（平成19年法律第 128 号）その他の関係法令
(4) 最低賃金法（昭和34年法律第 137 号）その他の関係法令
(5) 建設業法その他の関係法令
(6) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第 120 号）その他の関係法令
(7) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）その他の関係法令
(8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）その他の関係法令
(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の関係法令
(10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）その他の関係法令
(11) 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成27年法律第69号）その他の関係法令
(12) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律

第88号）その他の関係法令
(13)公共サービス基本法その他の関係法令
(14)公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律その他の関係法令
(15)公共工事の品質確保の促進に関する法律その他の関係法令
(16)雇用保険法（昭和49年法律第 116 号）その他の関係法令
(17)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）その他の関係法令
(18)健康保険法（大正11年法律第70号）その他の関係法令
(19)厚生年金保険法（昭和29年法律第 115 号）その他の関係法令
(20)中小企業退職金共済法（昭和34年法律第 160 号）その他の関係法令
(21)その他労働環境に関する法令

（労働環境の報告を行う契約の範囲）

第５条　条例第７条第１項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 予定価格が１億円以上の工事又は製造の請負契約
(2) 予定価格が１千万円以上で次に掲げる業務の委託契約
　ア　施設の警備に関する業務（機械警備業務を除く。）
　イ　施設の清掃に関する業務
　ウ　施設の受付又は案内に関する業務
　エ　学校給食の調理に関する業務
　オ　学校用務員に関する業務
(3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定

（労働環境の報告等）

第６条　条例第７条第１項の報告は、契約を締結した日から14日以内に、公契約に係る労働環境報告書（第１号様式）により行うものとする。条例第５条第４項の下請契約等を締結したときも、同様とする。

２　市長等は、前項の規定により事業者から提出のあった公契約に係る労働環境報告書の内容を確認し、労働環境の改善が必要と判断したときは、条例第７条第３項に規定する事業者等に公契約に係る労働環境の改善を求める通知書（第２号様式）により改善を求めなければならない。

３　条例第７条第３項の規則で定める関係法令は、別表第１に掲げる法令とする。

４　条例第７条第４項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境改善報告書（第３号様式）により行うものとする。

５　市長等は、公契約に係る労働環境報告書、公契約に係る労働環境改善報告書その他労働環境の報告等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。

（労働者等の申出ができる契約の範囲）

第７条　条例第８条第１項の規則で定める範囲の契約は、次の各号に掲げる契約とする。

(1) 予定価格が 130 万円を超える工事又は製造の請負契約
(2) 予定価格が50万円を超える次に掲げる業務の委託契約
　ア　施設の警備に関する業務（機械警備業務を除く。）
　イ　施設の清掃に関する業務
　ウ　施設の受付又は案内に関する業務

エ　学校給食の調理に関する業務
オ　学校用務員に関する業務
(3) 指定管理者と市が締結する公の施設の管理に関する協定
２　条例第８条第１項の規則で定める関係法令は、別表第２に掲げる法令とする。
（労働者等の申出等）
第８条　条例第８条第１項に規定する申出は、公契約に係る労働環境申出書（第４号様式）により行うものとする。
２　条例第８条第２項の規定による報告の求めは、公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境の報告を求める通知書（第５号様式）により行うものとする。
３　条例第８条第２項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書（第６号様式）により行うものとする。
４　市長等は、公契約に係る労働環境申出書、公契約に係る労働環境申出書に対する労働環境報告書その他労働者等の申出等に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。
（報告等の特例による報告等）
第９条　条例第９条第１項の規定による報告の求めは、公契約に係る労働環境に関する報告を求める通知書（第７号様式）により行うものとする。
２　条例第９条第１項の報告は、市長から提出を求められた日から20日以内に公契約に係る労働環境報告書（第１号様式）により行うものとする。
３　条例第９条第３項第３号の規則で定める関係法令は、別表第１に掲げる法令とする。
４　市長等は、第２項の労働環境報告書その他報告等の特例による報告に関する書類を契約書とともに保存しなければならない。
（労働者等への周知）
第10条　条例第11条の規則で定める契約とは、第５条及び第７条に規定する契約をいう。
２　条例第11条第２号の規則で定める関係法令条項は、別表第１に掲げる法令条項とする。
（相談窓口）
第11条　条例第12条の窓口は、次のとおりとする。
(1) 市長が発注者となる契約の窓口　財務部契約課
(2) 公営企業管理者が発注者となる契約の窓口　上下水道局総務課
（会長及び副会長）
第12条　条例第14条の郡山市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によって定める。
２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第13条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、事業者団体及び労働者団体の各委員のうちそれぞれ１名以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第14条　審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（秘密保持義務）

第15条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第16条　審議会の庶務は、財務部契約課において処理する。

（委任）

第17条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則は、この規則の施行の日以後に締結した公契約に適用する。

別表第１（第６条、第９条、第10条関係）

法令名	適用条項
労働基準法	第15条、第24条、第35条、第36条第１項及び第３項、第37条第１項、第４項及び第５項、第39条、第89条並びに第 106 条から第 109 条まで
労働安全衛生法	第10条第１項及び第２項、第11条第１項、第12条第１項、第12条の２、第13条第１項、第２項及び第４項並びに第66条第１項から第３項まで
労働契約法	第３条及び第５条
最低賃金法	第４条
建設業法 ※工事の請負契約に限る。	第18条、第19条の３、第19条の４、第20条第１項及び第２項、第24条の３第１項並びに第24条の５第１項
下請代金支払遅延等防止法 ※工事の請負契約を除く。	第２条の２第１項及び第３条第１項
青少年の雇用の促進等に関する法律	第13条
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	第11条第１項及び第12条
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	第８条
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	第８条
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律	第２条及び第３条第２項
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ※工事の請負契約及び施設の警備に関する業務の委託契約を除く。	第31条の２、第36条及び第37条
公共サービス基本法	第６条
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。	第12条
公共工事の品質確保の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。	第８条
雇用保険法	第７条
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	第４条の２
健康保険法	第48条
厚生年金保険法	第27条
中小企業退職金共済法	第３条第３項

別表第２（第７条関係）

法令名	適用条項
労働基準法	第15条、第24条、第35条、第36条第１項及び第３項、第37条第１項、第４項及び第５項、第39条、第89条並びに第 106 条から第 109 条まで
労働安全衛生法	第10条第１項及び第２項、第11条第１項、第12条第１項、第12条の２、第13条第１項、第２項及び第４項並びに第66条第１項から第３項まで
労働契約法	第３条及び第５条
最低賃金法	第４条
建設業法 ※工事の請負契約に限る。	第18条、第19条の３、第19条の４、第20条第１項及び第２項、第24条の３第１項並びに第24条の５第１項
下請代金支払遅延等防止法 ※工事の請負契約を除く。	第２条の２第１項及び第３条第１項
青少年の雇用の促進等に関する法律	第13条
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	第11条第１項及び第12条
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	第８条
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	第８条
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律	第２条及び第３条第２項
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 ※工事の請負契約及び施設の警備に関する業務の委託契約を除く。	第31条の２、第36条及び第37条
公共工事の品質確保の促進に関する法律 ※工事又は製造の請負契約に限る。	第８条
雇用保険法	第７条
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	第４条の２
健康保険法	第48条
厚生年金保険法	第27条
中小企業退職金共済法	第３条第３項

【郡山市公契約条例に関するお問い合わせ先】

《郡山市発注に関するもの》
郡山市財務部契約課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目２３－７
TEL：024-924-2601（直通）
FAX：024-924-4300

《郡山市上下水道局発注に関するもの》
郡山市上下水道局総務課
〒963-8016 郡山市豊田町１－４
TEL：024-932-7643（直通）
FAX：024-939-5807